

Title	ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵顕昭本古今集覚書
Sub Title	A study of kensho's Kokinshu in Notre Dame Seishin university library
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2011
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.46 (2011.) ,p.233- 267
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20110000-0233

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵顕昭本古今集覚書

川上 新一郎

はじめに

清輔本古今集、顕昭本古今集は俊成本古今集、定家本古今集と並んでその成立の経緯がたどれる点で、古今集本文研究の柱となるものである。稿者はかつて清輔本古今集、顕昭本古今集について考察したことがあるが、それなりに明らかにすることのできたこともあるが、全体としては、力及ばず、いたずらに煩瑣な記述を重ねることとなった。⁽¹⁾

その際心残りであったのは、顕昭本の中、ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵本を調査することがかなわなかったこと

である。該本はすでに、西下経一、久曾神昇両氏によって詳細な検討が加えられているが、⁽²⁾両氏とも校合された基俊本の性格を明らかにすることに関心があり、底本である顕昭本がいかなるものかについてはあまりふれておられない。顕昭本は数が少ないだけに、是非とも調査したく、その点、気がかりであった。ところが、近年、国文学研究資料館でノートルダム清心女子大学附属図書館所蔵の主要な蔵書を調査撮影し、そのマイクロフィルムが公開されるようになった。これによって、長年の念願がなつて、その内容を知ることができることとなった。ただ、書写面がきわめて複雑な上、朱墨藍などが交錯しており、一朝一夕に解明できそうにもなく、手をつけるのをためらっていた。

幸いにも、今回二度にわたって原本の調査の機会を与えられ、御厚意に報いる上でも、なんとかしたいと思うようになった。はなはだ不満足な結果であるが、解明出来た点もあると考え、公表することとした。

ノートルダム清心女子大学附属図書館本（以下本書とする）の重要性は従来すでに指摘されていて、改めて強調するまでもないが、今回調査してみても、予想通りというか、期待に違わぬものであったことをまず言っておきたい。詳細は以下に述べるとして、本書の本文はまきれもなく顕昭本であり、従来知られている宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵本及び天理図書館本と同一系統に属することが判明した。実は従来顕昭本とされている二本の内、顕昭の奥書が存在するのは、伏見宮旧蔵本のみであり、天理本には全く奥書がない。それを顕昭本と称するのは、伏見宮旧蔵本ときわめて近い本文を有するからにすぎない。従って、顕昭本を考察するに当って、顕昭の用いた本文がそれであると決定するのに若干の不安を感じていたのも事実である。今回、従来知られた二本と書承関係がない本書が加わることにより、顕昭本について以前より明確に考察できることとなったのは大きい。

また、本書は明治の新写本であることから、本文の信憑性に疑問を感じる向きもあろうが、たしかに、度重なる転写により、誤写の多さが目につくが、それも他の清輔本、顕昭本と比較することによって、正せる場合が多く、一部を除けば十分利用に堪えるものである。さらに、他の顕昭本と同一系統といっても、独自本文（誤写以外の）を多々有しており、それらは顕昭本の性格を明らかにするためにも、重要である。

さらに、「女本」と注記される基俊本との校合、「他本」と称する異本校合など独自の注記もおびただしい。それらについてはすでに一部考察があるが、その校合が顕昭によるものか、後人によるものかも悩ましい問題で明確になっていない。本稿はそれらについて一歩でも前進したいと思うものである。

一、書誌

まず、書誌を記す。

ノートルダム清心女子大学附属図書館黒川文庫蔵本（E109）

〔明治〕写

二冊

袋綴。小葵文様空押丹表紙（三一・六×二三・八糎）。外題、

左肩打付書「古校合本古今和歌集 上(下)」。上冊見返し右肩に「原本樋口光義蔵」と墨書。料紙、薄様。墨付、上冊、一〇〇丁、下冊、一一四丁。遊紙、上下冊ともなし。字面高さ、約一八・五種。他に頭脚注があり、全体で約二八・〇種。每半葉、仮名序八行、本文十一十二行、真名序七行。和歌二行書。本文平仮名交り、頭脚の勘物片仮名交り。内題、「古今和歌集巻第一(一廿)^{春歌上}」。部立は以下、春歌下、夏、秋上、秋下、冬歌、賀歌、別離歌、羈旅歌、物名、恋歌^(マ)、恋哥二、恋三、恋哥四、恋哥五、哀傷、雜哥^(マ)、雜下、短哥、大歌所御哥(校異は除く)となっている。本文の後に保元二年、平治元年清輔奥書などがあり、その後、真名序は題がなく、いきなり始まる。さらにその後に頭昭の奥書がある(奥書などの詳細は後述)。

新院御本との校異を示す朱校のほか、『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点(墨)がある。後者については他の頭昭本二本になく、本書独自の特色である。仮名序と本文に朱星点、真名序に墨圈点の声点を付す。また、仮名序に朱の句点、真名序に朱のヲコト点、朱墨の返点、句点、縦点、振仮名、送仮名を付す。仮名序古注は本行、二―三字下げ、やや小字片仮名書きで朱書されている。伏見宮旧蔵本に見られる意味不明

の複雑な墨の合点は、ほぼ同様に存在する。

さらに先学が注目した本書独自の複雑な校異がなされているが、ここでは朱墨等について簡単に触れ、詳細は後述することとする。

まず、和歌に『新撰和歌集』入集歌を示す合点とは別に、しばしば朱合点が付されるが、意味不明である。これは歌頭のみならず、各句の切れ目にも付されるが、さして重要とは思えない。女本、他本との校異は「女」「他」とし、いずれも墨筆である。また、「或本」「私」「正本」とする書人も墨筆である。上はいずれも片仮名表記である。「本」とする書人は藍筆で基本的に平仮名交りである。以上の中、「正本」「本」とするものはごく僅少である。「正本」は230一箇所を除くと清輔本あるいは頭昭本にすでに存在していたもので、独自のものではなく、一方、「本」は藍筆であること、及び筆跡から、近時(書写時)の書人と考えられるので、いずれも考察の対象になり得ない。この他、「校本」とする薄墨、藍、朱の書人があるが、これも筆跡が異なり、自らの書体で書いていることから、全て一連で、近時のものと見られる。おそらく本書の段階で、新たに書入れたものであろう。あるいは、黒川家によるものかもしれない。

印記、各冊巻頭に「黒川真頼藏書」「黒川真道藏書」(以上長方朱印)「黒川真頼」(丸朱印)、他にノートルダム清心女子大学附属図書館印二顆。

まず、識語と奥書を記す。

巻頭に諸本と同じく

以貫之自筆本書写古今也、件本ハ、於皇太后宮焼失畢、和哥等不ノ似餘本、其説頗違矣

通宗

と通宗の識語がある(読点のみ私に付す、以下同じ)。

巻二十末に直ちに

号御本新院御本貫之自筆之流也、文字仕正本ニノ不違云(朱書小字)

とする。ついで清輔本の奥書があり、

本云

以若狭守通宗朝臣自筆本書写古今也、文字仕不違彼件本、僧隆縁為ノ彼朝臣外孫所相伝也、端書文彼朝臣ノ筆也、以片仮名書入歌等同彼人所考ノ入也、件古今貫之自筆小野皇太后ノ宮御本之流也、於上下考物者管見ノ之所及予所記付也、真名序又以同前、ノ後日校合 新院御本、朱筆彼御ノ

本説也、件御本以貫之自筆本書ノ写古今云、但有序注、

少以有齡殆、件ノ正本ハ閑院贈太政大臣本云、転々在ノ

故花蘭左府御許、又陽明門院御ノ本説問々注付之、大畧不

違、此本件ノ本貫之自筆延喜御本云、後頭綱ノ朝臣給預、

其後転々於公信朝臣許焼ノ失了、若州号讚岐入道本此本

也、如此ノ古今二箇度書写之、而為難去人ノ被収公了、仍

保元二年五月比更以書写ノ之、至今度深秘莒中死後可左右

而已

和歌得業生

書写校合不実他人之功

此本從坊御時召籠内裏數年之後平ノ治元年七月九日返預之、

仰云、此本披露ノ無由思食、仍合三帖賜之、夢不可借ノ与

他人之由云、仍弥秘之

と、保元二年、平治元年清輔奥書が年代順に記されていて、

伏見宮旧蔵本と同様である。つまり、保元二年清輔本の内、尊

經閣本が平治元年、保元二年奥書の順に記すのとは異なる(伏

見宮旧蔵一本には平治元年奥書はない)。

ついで、「万葉集歌七首」以下古今集の典故を記した目録(伏

見宮旧蔵本と同様のもの)がある。

この後、先述のように真名序があり、末尾に

或本云、花山法皇御本也、於関白殿捻和哥所ノ校貫之自筆本了、于時小(美)し(支)思(5)長元第八秋也(朱書小字)

とある。

続いて、

中戸部二千石者重代好事多ノ年知音也、仍雖為秘藏證本ノ書写之条所許中也

とし、半葉白紙の後

女本奥書、

康和二年五月廿三日以大理左衛門督本書之聖徳院(卷)平(以)米(6)

廿八日校合了

重校了

基俊

本集奥銘云

此集花山法皇御筆本也

於賀陽院撰和歌所校貫之自筆本校了とある。

これらの奥書については第三節で検討する。

二、本文

さて、本書はすでに先学が指摘するように、樋口光義氏が「古正本古今和歌集」(「好古叢誌」二二編卷十明26・10)において自らが所持する清輔本古今集について述べた二本の内、「一本ハ全巻慶長間ノ抄本其跋袋草昏謂フ所ト符合ス」とした本と奥書、内容ともに一致し、かつ新写本であることから、その転写本と考えられる。⁽⁷⁾

そのことをふまえて本書の書写態度を見ると、次のようになる。料紙が薄様であることからごく忠実な透写本を期待すると、やや異なり、行数、字詰は忠実で、字配りにも相当の配慮が感じられるが、書写態度は精密な透写を目指したものではなく、研究に差支えない程度の副本となっている。それでも底本の面影は相当程度窺うことができ、底本が仮に「慶長間ノ抄本」であるなら、その本も単なる江戸初期写本ではなく、鎌倉期の古写本の俤を残していたと考えられる。したがって、模写をくり返したための字体の崩れや誤写はあるが、研究対象として使用

に堪える本文状況にある。おそらく、黒川家の誰かによる明治期の書写本であろう。

本書は極めて複雑な書写面をしており、考えるべき事があまりに多く、難解で、どこから述べるべきか迷うが、まず、本書には、三箇所⁽¹⁾に補写がある。これはおそらくは本書においてなされたのではなく、底本段階、もしくはそれ以前すでに行われていたものと思われる。それは次の三箇所である。

一、50番歌左注から60番歌上の句までの二丁。

一、269番歌左注から273番歌詞書「仙宮にきくをわけて人のいたれ」までの一丁。

一、338番歌詞書中途「すのつこもりによめる」から342番歌までの一丁。

これらの箇所は他の部分と同様の字配りで書写されているが、よく見ると頭昭本（あるいは清輔本）であるなら当然存在するはずの新院御本との校異や本書特有の女本との校異や、頭脚の勘物が全くない上、本文も定家本で、後人の所為であることは明らかである。また、その箇所がちょうど丁の代わり目であることから、いずれかの段階で落丁を補う目的でなされたと考えられる。このことは逆に本書が古写本の字配り、字詰をよく残

していることを示唆するものである。

つぎに、異本歌と排列の異同を示す。女本やその他の校合本からの書入歌も多いが、それらは後に考察することとし、ここでは頭昭本本来のものを掲げる。異本歌にその他の校合本にも存在するとの注記がある場合もあるが、煩雑になるので、ここでは言及しない。⁽²⁾

本書の異本歌は本文が平仮名交りであるのに対して、片仮名交りで朱書頭書され、入るべき箇所を指示している。

異本歌1、朱頭書、朱線朱丸で80ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

見合或本有此哥（墨）

サクラノハナノヤリ水ニナカレケルヲミテヨメル

貫之

ユクミツマカセノフキイルサクラハナキエスナカル、ユキカトソミル

此哥無御本

異本歌2、朱頭書、朱線朱丸で82ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本有此哥（墨）

雲林院ニマカリテサクラノチリケルニヨメル

ユキトミテヌレモヤスルトサクラハナチルニタモトヲカツキ
ツルカナ

御本無

83 86 84 85 87の排列となり、「御本次第如此(朱)」として、
御本は、83 84 85 87 86 88の排列であると、朱線朱丸で指示(諸
本は83 84 85 86 88 87とする)。これは本書独自の指示であるが、
指示する朱線に不自然なところがあり、実質は諸本と同じで、
指示を誤ったものかと思われる。⁽¹⁰⁾

154 153の排列となる(諸本と同じ)。

254 253の排列となる(諸本と同じ)。

307 306の排列となり、朱線朱丸で御本は、306 307の排列であるこ
とを指示、306に「御本此哥前也、但題不知ト並ル不心得(朱)」
と頭書(諸本と同じ)。

さらに、本書は伏見宮旧蔵本と同じく、朱丸の左右に墨合点
がある。

異本歌3、446に朱頭書、箇所の指示なきも、諸本と同じく446
ノ次と思われる。

或本在此哥(墨)

クレノヲモ ツラユキ

コシトキトコヒツ、ヲレハユフクレノヲモカケニノロミ、エ
ワタルカナ

無御本

ここで「ヲモカケニノ」の次の衍字「ロ」(行末にある)は
446ノ次を指示する朱丸を見誤ったものであろう。

異本歌4、朱頭書、朱丸で456ノ次を指示(位置諸本と同じ)。
或本有此哥(墨)

ヲキノキ ミヤコシマ

小野小町

オキノキテミヲヤクヨリモワヒシキハミヤコヘシヒノワカレ
ナリケリ

無御本

異本歌5、朱頭書、朱線朱丸で462ノ次と463ノ次の二箇所を指
示(清輔本は462ノ次、伏見宮旧蔵本、天理本は同じく二箇所を
指示)。

或本有(墨)

ソメトノ アハタ

キフミノアキモチ

ウキヨヲハヨソメトノミモノカレユククモノアハタツヤマノ
フモトニ

無御本

この箇所、伏見宮旧蔵本は二箇所、朱丸の前者に左合点、後者に右合点を付すが、本書にはない。

異本歌 6、532 に朱頭書、箇所指示なし（清輔本は 532 ノ次、
顕昭本は他の二本とも 531 ノ次）。

有他本（墨）

オチタキツカハセニナヒクサタカタモヲモハサラメヤコヒシ
キコトヲ

無御本

この異本歌 6 について、かつて久曾神氏に従って 532 ノ次が指
示されているとしたが、今回見る限り、箇所の指示はない¹¹⁾。従っ
て、本書が他の顕昭本と異なっているとは必ずしも言えない。

異本歌 7、朱頭書、朱丸で 636 ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

有他本（墨）

マツヒトモコヌモノユヘニウクヒスノナキツルハナヲヨリテ
ケルカナ

無御本

異本歌 8、朱頭書、朱丸で 649 ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

ヨミ人シスス

スマノアマノシホヤキコロモナレヌレハウトクノミコソミエ
ツタリケレ

無御本

658 なし。658 を欠く本は他に知られていない。本書は底本と同
じ行数で書写しているのので、本書の脱落ではなく、また、鎌倉
期写本の佛を残しているのので、「慶長間ノ抄本」よりも古くか
ら欠けていたと考えられる。しかし、当初から欠けていたとは
考えにくい。なぜなら、658 が欠けていることを指摘するのは、
近時の書入と思われる「校本（朱）」による注記のみだからで
ある。本書には「女本」を初め数本の校合があり、そのいずれ
にも 658 がなかったとは考えられない。さらに一言すると、この
箇所により「女本」が 658 を欠くとした『古今集校本』の判断は
結果的には誤りであろう¹²⁾。

695 694 の排列となり、朱線朱丸で御本は 694 695 の排列であること
を示す（この排列、顕昭本中伏見宮旧蔵本とのみ一致、他に花
山法皇御本に見られる。清輔本以下諸本 694 695 の排列）。

この排列は花山法皇御本を除けば本書と伏見宮旧蔵本のみ

見られるもので、かつて拙著で伏見宮旧蔵本の書き誤りの可能性に言及したが、この二本に直接の関係が見られないのに一致を見るのは、単純な誤りではないことを示すものである。なお、この排列に「女本」の異同注記がないことから、久曾神氏は女本は695の排列であるとされた。基俊本と関係する花山法皇御本もこの排列であることは偶然ではないかもしれない。

異本歌9、朱頭書、朱丸で698ノ次を指示（顕昭本三本一致、清輔本、定家本墨減は697ノ次）。

或本此哥違（墨）

ツラユキ

ミチシラハツミニモユカムスミノエノキシニヲフテフコヒワ

スレクサ

無御本

ここで注目すべきは、「或本此哥違」というわかりにくい注記である。かつて拙著167頁で言及し、意味不明としたが、永治二年清輔本の宮本家本、保元二年清輔本の尊経閣本、伏見宮旧蔵一本に見られる注記で、他の顕昭本に見られないものである。これなどは本書が他の顕昭本と直接的な書承関係がないことを示す一例である。

異本歌10、朱頭書、朱丸で739ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

有他本（墨）

マナツルノアシケノコマヤナカスシノワカマヘユカハアユミト、マレ

無御本

異本歌11、12、朱頭書、朱丸で751ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本有此哥又在新撰
雜部下如何（墨）

アメノミカトノアフミノウネメニタマヒケル

イヌカミヤトコノヤマカセイサラナハイサトコタヘヨワカナ

モラスナ

ウネヘ御カヘシ

ヤマシナノヲトハノヤマノヲトニタニ人ノシルヘクワカコヒ

メヤハ

両首無御本

異本歌13、朱頭書、朱線朱丸で757ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

有或本（墨）

ソトヲリヒメノミカトニタテマツルウタ

トコシナヘニキミモアヘムヤイソナトリソキタマモ、ヨルト
キニ

無御本

異本歌14、朱頭書、朱線朱丸で759ノ前(758ノ次)を指示(位
置頭昭本二本は759ノ次、他の諸本は本書と同じ)。

有或本(墨) 无御本

コトテシハタレナラナクニヲヤマタノナワシロミツノナカヨ
トミスル

異本歌15、朱頭書、朱線朱丸で762ノ次を指示(位置諸本と同
じ)。

有或本(墨)

トシフレハコ、ロヤカハルアキノヨノアカナモシラスワシハ
ナニトキ

無御本

異本歌の注記は以上であるが、これを見れば、本書が頭昭本
としての特徴を具えていることは明らかである。307306の排列の
箇所における左右の合点のように、明らかに伏見宮旧蔵本と一
致する点がある。この合点は同様に本文にも多く見える。また、
異本歌5の箇所も頭昭本三本のみ独自の特徴を持つ。しかし、

その一方で、異本歌14のように他の頭昭本と異なり、清輔本に
一致する箇所もある。異本歌9の注記「或本此哥違」のように
独自に清輔本に一致するものもあり、伏見宮旧蔵本の単なる転
訛とは考えられない。

さらに頭昭本の特徴として、次の点も挙げられる。

各巻巻頭の歌数並びに他本歌注記についてである。列記する
と次のようになる。

(巻一) 春上六十八首、此中返哥一

(巻二) 春下六十六首(以下朱) 此外他本哥二首カキイレラ

レタリ

(巻三) 夏歌三十四首

(巻四) 秋上八十首

(巻五) 秋下六十五首

(巻六) 歌廿九首

(巻七) 歌廿二首

(巻八) 歌卅一首

(巻九) 歌十六首、此中折句哥一首

(巻十) 歌卅七首此返哥一折句哥一(以下朱) 此外他本

哥三首勘入之、人不知一、小町一、綾茂一

(卷十二) (朱) 如目六八十二首也、無名哥一首過了、此外他本哥一首勘入之、人不知哥

(卷十二) 歌六十四首、此中返哥一

(卷十三) 歌六十一首、此中返哥二首、(以下朱) 此外他本哥二首勘入之、已上人不知哥、但一首躬恒次也

(卷十四) 歌七十首、此中返哥二(以下朱) 此外他本哥二首勘入之、已上人不知、但一首貫之哥次也

(卷十五) 歌八十二首、此中返哥二(以下朱) 此外他本哥五首勘入也、一首天帝、一首近江采女、三首人不知

(卷十六) 歌卅四首

(卷十七) 歌七十一首、此中返哥二首

(卷十八) 歌六十八首、此中返哥三首

(卷十九) 合六十八首、短哥五首、長一首、旋頭四首、誹諧五十八首

(卷二十) 歌卅二首(以下朱) 如目六合千九十九首也、而如此本千百首、恋第一部無名哥一首過上

この注記、就中異本歌注記が清輔本や顯昭本の成立に重要な示唆を与えることは既に述べたが、本書の注記は基本的に他の顯昭本二本と一致している。中には、卷十において、「此内返

哥云々」とあるべきが、「内」を脱落し、卷十一において、最初に「歌八首、此中返哥一首」とあるべきを全て脱落するなど独自の誤りもあるが、特徴は一致する。

まず、各巻歌数の表記法は、清輔本においては、「部立名幾首」とする方式と「歌幾首」とする方式とがあり、初期の段階の伝本では前者を、後期の段階の伝本では後者を探る。また、異本歌注記では、「カキイレラレタリ」とする方式と「勘入之」とする方式とがあり、初期の段階の伝本では前者を、後期の段階の伝本では後者を探る。

ところが、顯昭本では「部立名幾首」と「歌幾首」が混在し、卷一から五と、それ以下に分かれる。その理由は不明であるが、本書もそのようになっていた。また、卷二のみ「カキイレラレタリ」とするのも顯昭本の特徴である。

さらに、本書は仮名序の「ちうたはたまき」の注に次のようにある。

和歌千一百一首也、付云吉書千歌歟、但射山御本二八千九十五首也、件本貫之自筆云、但或説云、貫之自哥ヲ不入撰上千首、而後貫之哥九十九首ヲ依勅点進入之云、如目錄千九十九首也(以下朱) 此外他本哥十五首書入ラレタリ

これは永治二年本と保元二年本とを合成した形態で正に顕昭本と一致している。

例証はこのあたりまでとするが、本書は従来顕昭本とされてきた伏見宮旧蔵本、天理本と明らかに同系統本であり、これら三本の特徴を以て顕昭本の特徴と称して差支えないと考える。

三、奥書

ここまでの検討でも、本書が奥書通り顕昭本であり、かつ伏見宮旧蔵本に近い本であることは明らかになった。ただし、顕昭本としての独自性もあるので、その点の検討が必要である。

しかしながら、本書には「女本（基俊本と考えられる）」を初め様々な校合書入がなされていて、そこには顕昭本であるという以上に重要な価値がある。そこで、顕昭本としての細部の検討は後回しにして、まずは複雑な書入について検討する。すると、一見するだけで、本書の書写面が難解さわまりない様相を呈していることが分かる。また、奥書も独自なものがある。以下、奥書から順次見ていくことにする。

まず、本書には巻頭に清輔本、顕昭本共通の特徴である通宗

の識語がある。これについては述べることはない。

巻末は、巻二十の後、真名序を後回しにして、直ちに保元二年、平治元年の二種の清輔奥書がある。この点、真名序の後に二種の清輔奥書を有する伏見宮旧蔵本とは異なる。また、伏見宮旧蔵本は本書奥書末尾の清輔の署名「和歌得業生」と「書写校合不実他人之功」の字句を欠いている点（これらは保元二年清輔本には存在する）本書と異なる^⑬。当然ながら本書の方が完全である。さて、何故本書では奥書が真名序の前にあるかは不明であるが、本来清輔本の底本であった通宗本には真名序はなかったと思われる。清輔本、顕昭本を通じて、真名序は位置、本文ともに不安定である。さらに、伏見宮旧蔵本で、真名序のみ別筆であるのも意味ありげである。いずれにしろ、真名序の存在の不安定さを物語るものと考えられる。

次の真名序は本文、訓点ともに必ずしも伏見宮旧蔵本や天理本と一致せず、仮名序や歌本文ほどの類似はない（後述）。但し、動物はほぼ一致する。

真名序末に「或本云、花山法皇御本也、於閔白殿捻和哥所（小）校貫之自筆本了、于時長元第八秋也（中）（朱書小字）」とあるのは、伏見宮旧蔵本と同一である。但し、墨傍書は後人の所為である

う。伏見宮旧蔵本にはない。その代り、伏見宮旧蔵本にはこの後に同じく朱で「以書写本一校了、考物朱付并注等同以校合之

僧印雅」と印雅の奥書がある。これらについては、以前、

長元八年（一〇三五）奥書は基俊本より転記されたもので、真名序にのみ係り、印雅の奥書は古今集全体に係るものと考えたが、その考えに変わりはない。本書が印雅奥書を欠くことから、むしろ補強されたと言えるかもしれない。¹⁵つまり、本書は伏見宮旧蔵本と近い伝来を有するが、印雅の手は経ていない伝本と考える。

次の顕昭奥書は本書独自のものである。「中戸部二千石」については、樋口氏は「古正本古今和歌集考」で定家とするが、賛同しがたく、久曾神氏は「平戸部二千石」で平親範かとされるが、いかがであろうか。今考え得ない。

最後に半葉の空白を隔てて、女本の奥書である康和二年（一一〇〇）基俊奥書がある。本書の校異で女本と称するものが基俊本であるとする根拠である。文中の「大理左衛門督」が公実であることは諸家の指摘の通りである。さらに「本集奥銘」とする奥書があり、これは注（15）に引用した花山法皇御本が「基俊本云」として引用するものほとんど同一で、なおかつ

本書真名序末にある奥書とも類似している。

これらを総合的に考えれば、顕昭は少なくとも基俊本を知っており、真名序に関して参考にしたと考えられ、それを示すのが、真名序末の奥書であろう。一方、本書で顕昭奥書の後に書かれた基俊本奥書は、それとは別時の校合を示すもので、それが本書の女本との校異に関わるものでであろう。後者については顕昭の所為か否かは別に考える必要がある。

本書には女本との校異のほか、「他本」「或本（清輔本以来のものとは別）」「私」「校本」「本」「イ本」などの書入があり、その性格の見極めが難しい。このうち「私」は校異もあるが多くの語釈で、他は本文校異が中心である。「校本」「本」については、筆跡が異なり、近時のものと思われることは既に述べた。

四、「女本」について

まずは、基俊本である「女本」について検討したい。

既に述べたように、この女本との校合作業が顕昭によるか否かは重要であるが、難しい問題である。

それについて、花山法皇御本の奥書は重要な意味を持つ。全

文を掲げると次のようである。⁽¹⁶⁾

書本云

依 北院御室之仰、以清輔朝臣／自筆古今顯照法橋令注
進之／時、此一本所奉讓別當僧都／也、而昭清嗜此道送
多年之間／蒙仰所令書写也、深納箱底／不可及外見者也

石清水前修理別當法眼和尚位

而今不慮之外以照清之本貞応元年七月九日書写之後、以
基俊／自筆之本交合了、基俊本云、／此本以花山院御筆
本書写了、／此奥書云、於賀院撰和哥所宣校／貫之自筆

本書之云々

この奥書については西村加代子氏に考証がある。⁽¹⁷⁾ それによれば、「北院御室」は守覚法親王、「別當僧都」は石清水別當で権大僧都になった顕昭の弟子幸清、奥書の主「石清水前修理別當法眼和尚位」は奥書中に見える昭清である。なお幸清は、顕昭本の中、伏見宮旧蔵本奥書で顕昭が建永元年（一二〇六）古今集を授けた人物である。

西村氏はこの奥書について、顕昭の古今集注の奥書と比べ合せて、顕昭が古今集注を守覚法親王に二度目に注進した建久二年（一一九二）に古今集を弟子幸清に譲ったと解された。当時

幸清は十五歳であるので、西村氏は「やや若いように思われるが、幸清はすでに法眼という高い僧位に叙せられていたから、この建久二年の折とみる方が考えやすいであろう」とされた。

この建久二年の折とみる方が考えやすいことになる。前後の事情を考えると、顕昭が幸清が書写したことになる。前後の事情を考えると、顕昭が幸清に古今集を譲ったのは、伏見宮旧蔵本奥書のように、建永元年（幸清二十九歳）か、一部の顕昭本奥書に見える建仁二年（一二〇二、幸清二十五歳⁽¹⁸⁾）の方が自然であるが、花山法皇御本奥書を見る限りは建久二年頃とせざるをえない。

さて、注目すべきはその次である。顕昭本を書写した昭清の古今集を貞応元年（一二二二）七月九日に某が書写し、その後さらに基俊自筆本で校合したという。このことが事実であることは、その後基俊本の奥書が引用されていることでも明らかである。

現在の花山法皇御本はこの奥書にふさわしい書写面を持たないが、一方、この状況は本書にこそふさわしい。もし、この奥書に述べられていることが本書の成立を意味するならば、本書に見える女本（基俊本）との校異は貞応元年以後に行われたことになり、顕昭ではあり得ない。

しかし、そう断定するには一つ問題がある。花山法皇御本の

奥書が独自の事実を有するのは、おそらくそのような顕昭本を見て、その奥書によったからと思われる。ところが、本書にそのような奥書や識語は一切見えない。転写をくり返す間に失われたとも考えられるが、直ちに納得しがたい。その一方、顕昭本に基俊本を校合するということが、複数回行われたともにわかりに考えにくい。結局、花山法皇御本奥書に見える基俊本校合の事実が本書と直接関わりと考えることは、十分な可能性を有するが、さりとて断定することもできないということになる。

さて、こうして本書の基俊本校合が顕昭の手になるか否かは、花山法皇御本の奥書による限りでは決め手を欠くことになるが、他にやはり顕昭の所為ではないと考えられる徴証がある。

それは、本書の女本と校合がなされている箇所の中に、本行に誤りがある箇所や、誤りとは言えないまでも顕昭本としてあまりに異例な箇所がまま見られるからである。それは次のような箇所である。

- 1、30 かりかへるめりナ女
- 2、206 なつかしきかなメツメ女
- 3、318 すかきをしなみス、キ女
- 4、414 詞 しば山ヲ女

5、429 詞 (本書ナシ) カラモノ、ノハナ女

6、512 あはさらむやとメヤ女

7、535 人のしらなんハ女

8、568 いはむといはなむア女

9、599 しらなみとタツ女

10、612 ひこほしのミ女

11、679 いそか神ノ女

12、719 われをうらむるナ女

13、725 あきかせのニ女

14、728 作者 しもつけの、をむねオノ女

15、772 なくゆふくれのハ女

16、847 なりになりヌ女

17、873 詞 なかならむタ女

18、882 雲のよそまでミツ女 (20)

19、901 さらぬわかれもノ女

20、912 みまくもほしき

21、1055 こ、ろこそサシロ女

16 18 21などはとうてい認め難い本文で、仮に顕昭が誤写した

としても、顕昭自身が他の本を校合する際に、誤りに気づかず、平然と校合してすませたとは思われない。また、それ以外の箇所も顕昭本としてのみならず、古今集本文としてもいかがかと思われ、このような本文を顕昭が容認したとは考えがたい。

つまり、もし校合が顕昭の所為なら、その際誤りに気づいて、本文そのものが改められてしかるべきではないのか。これが意味するところは、本文の誤りが、顕昭本に本来あったのか、それとも転写の際のものなのかに関わらず、校合したのは後人であることを意味するのではなからうか。

顕昭本は底本の本文を改めるのに慎重な面もあり、不審な本文がそのままになる場合もある。例えば、巻十一の部立が「恋歌」とあって「二」を欠き、巻十七の部立が「雑哥」とあって「上」を朱補するがごときである。

しかしながら、先にあげた箇所全てが、そのようなものであるとは到底考えられない。こうして、女本が校合された時点で、既に顕昭の意図と異なる本文の誤りがあり、しかも校合されても正されなかったことになる。つまり、女本との校合は顕昭自身でない可能性が高まったと言える。

それでは、女本以外の本の校合箇所に同様の例はないのであ

ろうか。調べてみてもそのような箇所はほとんど見当たらない。特に「他本」との校合は全巻に亘っていて、多くの箇所に校合がなされているが、それらしい箇所はない。他の諸本の校合も同様である。

つまり、女本以外の本について、右のような徴証は認められないことになる。

ところで、以上の考察からはそれるが、女本が基俊本であることは、西下氏以来自明のこととされ、奥書を信じる限り疑えないのであるが、久曾神氏著書の校異に見られるように、女本の本文はあまりに特異である。平安時代の古今集が様々な異文を有することは元永本や伝公任筆本を見ても想像されるところであるが、それにしても、俊成が師基俊から譲られた古今集は本当にこのような本文であったのであろうか。不思議な思いを禁じえないのも事実である。

五、「他本」について

次に、女本に次いで校合箇所が多い他本について検討する。

この他本は、ままた特異な本文があり、定家本（俊成本を含む）

でも顕昭本（清輔本を含む）でもないことは明らかである。また、現在知られるいずれの諸本とも異なるようである。

他本との校合は仮名序と本文になされていて、真名序にはない。特異な本文がきわめて多い女本以外では最も多くの校合箇所があるが、仮名序後半に全く校異がなかったり、本文でも十首以上にわたって校異がない場合もあり、全文校合か否かは不明である。また、校合の方式には特徴があり、校異本文を片仮名交りで四角で囲んで傍書し、その下に「他」と表記する。

異本歌の注記は一切無く、それを信ずれば、異本歌は一切無いことになる。

また、排列に関する注記もきわめて少なく、わずかに巻二において、底本で15413の排列に、「他次第」として、153154の順であると注記するのみである。

異本歌が一切無いのはいよとして、排列の相違が本書と一箇所のみというのは疑問である。顕昭本（清輔本も含む、以下同じ）に特徴的な巻二の8386848587となる排列を有し、その他の箇所の排列も顕昭本と同一で、なおかつ顕昭本でないとは考えにくい。結局、排列にはさほど注意を払っていないのかもしれないと考えざるを得ない。

他本が顕昭本でないのは任意に校異を見ていくだけでも明らかとなる。

以下は、上段が底本、下段が他本の校異である。下段は傍書から復元した本文である。

1、仮名序古注 セウトノカミノカタチヲカタニ、ウツリテ
—セウトノカミノカタチノカ、ミニウツリテ
2、同古注 ミヤツクリシタマウトキニ—ミヤウツリシタマウトキニ

3、同 おほきみ、つのくらゐ—オホキミムツクラキ

4、61 あかれやはせぬ—アカレヤハスル

5、68詞 亭子院の哥合—寛平御時中宮哥合

6、76詞 さくらはなのはちり侍けるを見てよみける—雲林

院ニテサクランハナヲヨメル

7、80詞 おれるさくらの—サケリケルハナノ

8、99 このひととは—コノヒトエタハ

9、108 ことやわひしき—コトヤカナシキ

10、124詞 よしのかはのつらに—ヨシノカハノヘムニ

11、135 いつかきなかむ—イマヤキナカム

12、143 はつこゑきは—ナクコエキケハ

13、 146 なくこゑきけは―ハツコエキケハ
14、 156 夏夜の―夏夜ヲ

15、 160 なにをうしとか―ナニヲウシトテ

16、 171 ころものすそを―コロモノソテヲ

17、 173 あまのかわりに―アマノカワナミ

18、 182 そてそひちぬる―ソテソヌレル

19、 183 まちわたるへき―マチワタルム

20、 186 まつそかなしき―モノソカナシキ

一応このあたりにするが、単純な誤写もあるうが、特異な本文を含むことは否定できない。また、元永本や雅経本、あるいは伝公任筆本などに一致する場合もあり、それらは無稽な本文ではない。つまり、他本は鎌倉時代初期までに存在した一伝本と認められる。

ちなみに、元永本は、17が一致するほか、7の箇所が「さける花の」とある。雅経本は、8 12 17（但し、「らに」と傍書）が一致する。また、伝公任筆本は、9 11が一致するほか、18の箇所が「そてそぬれける」とある。

さて、こうして他本は系統不詳の異本であろうと考えられるのであるが、その校合について指摘すべき点がある。それは、

校合がいつの時点でなされたかである。本書の校合状況を見る
と次のことが指摘できる。

他本との校異は四角の囲み中になされ、その下に「他」と書かれるが、女本と共通の場合、「他女」と書かれている。ところが、「他女」となっている場合は数多いが、「女他」となっている例はほとんど無い。例外は497第四句「あふよしをなみ」の「を」に「モ女他」とある一箇所のみである。また、「他女」とする箇所は例外なく囲みとなっている。これは何を意味するか
と云えば、他本の校合は女本の校合に先立って行われたということに他ならない。囲みの校異と「他」の注記がなされた後、女本も同じであった場合、「他」の下に「女」と書き加えられたのである。

さらに、もう一つ指摘できる。先に、女本が明らかに誤っている本文に校異している場合があり、それ故女本の校異は顕昭自身ではないと述べたが、そのような場合、他本も加わっている。「他女」とされた箇所は一箇所もない。すると、他本の校合が単に女本の校合に先立って行われたのみならず、おそらく、別時、別人の手になる可能性が高いと考えられる。

つまり、他本の校合が行われた時には、本文は誤っていないかつ

た可能性が高い。一步譲って、誤りを見落としたりとしても、同一人物なら女本校合の際、他本との校異を訂正したと考えられる。推論を重ねているので、不確実ではあるが、他本は女本以前別時に、別人が校合した可能性が高い。あるいは、他本を校合した本と、女本を校合した本は異なる（つまり、女本を校合した本は他本を校合した本の転写本である）のかもしれない。

この仮説が正しいとして、それでは、他本を校合したのは誰なのであるか。顕昭の可能性もありそうであるが、もちろん断定できない。一応可能性を残すに止め、この点はもう一度考へることにする。

四、五、余説「両」とは何か

以上、第四節で女本、第五節で他本を検討したが、この二本に関しては、なお考へるべき点がある。それは、この二本において、ままた「両」の文字が加えられることがある点である。例えば、「両女」「女両」「他女両」「他両本」のようにである。

具体的に示せば、「両女」は177 320 422 606 915にあり、「女両」は506 529 632 774 904 985 1029 1079 1080に、「他女両」は682 709に、「他両女」は602に、

「他両本」は985⁽²⁾にある。また、仮名序には「他両本女」もある。

これらの「両」とは何を示すのであろうか。985や仮名序の例から見れば、「両」とは「両本」の意と思しい。ならば、素直に解すれば、「両女」「女両」とは異なる女本が二本あり、それを校合した結果、いずれもそうであったの意と考えられる。「他両本」も他本が二本あり、それが一致したいたのであろう。ただし、この場合は稀ということになる。「他女両」は第五節で述べたことから、他本で校合した後、女本二本で校合し、三本が一致したの意であろう。682 709二箇所とも四角の囲みであることから、他本の校合後、女本二本が追加校合されたとすればよからう。

以上、女本が二本あるのではないかとする考えを補強する箇所として、997作者の「ふむやのありすゑ」の右に「ヤスヒテトモ女」、左に「アリキ女」とし、1097第四句「よこほりこせる」の右に「フセル女私」（囲み）とし、左に「タテル女」とする箇所が挙げられよう。

また、他本についても、680第五句「もゆるわかこひ」にいずれも囲みで校異して、「ヲモヒカ他」「ワカコヒ他」（以上一括囲み）、「ソ他」（「オモヒソ」の意）と三種類の校異を施している。

したがって、「両」は異なる二本いずれもがそのような本文であると考えられそうだが、よく考えると、おかしな点がある。「他両」は数も少なく、他本は必ずしも全文校合でないとしてもよいとして、「両女」「女両」についてはそうはいかない。

つまり、女本二本と校合したならば、「両女」「女両」とする以外の箇所は二本の本文は一致しなかったであろうか。女本の校合が、ほぼ全巻に亘り詳細であることを考えると、不自然である。二本目は要所のみ校合したと考えることもできるが、現状の形態になるには、一本目の校合があるところの、ごく一部のみ参照したとするしかない。ごく一部しか校合しなくても、一本目と異なる校異があったとき、一本目の「女」と二本目の「女」を区別しないのも不自然である。

さればと言って、良い考えがあるわけではない。「両本」という本があったのではないかとも考えたが、不自然で到底認められない。他本の場合と異なり、「両女」「女両」両方あるから、校合の手順をどう考えるかもあって容認できない。そこで、ここでは、とりあえず、「両」の表示は念のためであり、単に「女」とあるのも、実態は「両女」「女両」とほぼ同じと考えるておくことにする。

六、「或本」について

本書には、近時のものと思われる「校本」「本」、清輔本以来の「正本」の注記を除いても、「女本」「他本」以外にさらに校異あるいは書人が存在する。考察の対象にしうるのは、「或本」と「私」である。それらはいずれも古く書入れられたと考えられるが、数の上では「女本」や「他本」に比べればはるかに少なく、折にふれ参照された程度と認められる。その他、本の注記がない書入もあるが、それらについては考えようもない。

さて、「或本」とする注記は、すでに清輔本の段階で存在し、「或本有此哥（墨）、無御本（朱）」というように、異本歌に注記されていた。本書には明らかにそれと異なる「或本」との校異や異本歌注記が存在し、新たに加えられたと考えられる。また、この場合の「或本」は、確たる証拠はないが、清輔本以来の「或本」とは別の本と思われる。両者の弁別は、他の清輔本や顕昭本に見えるか見えないかによって決せられ、後者は本書における新たな校異と見なされる。なお、本書の真名序に見える「或」については、比較的数量が多く、囲みに入っていないな

ど、本文の「或本」とは別と考えるので、ここでは扱わず、後述することとする。

さて、或本の校異には、次の特徴が認められる。

まず、校異は他本と同様に四角の囲み中に記される場合とそうでない場合がある。また、他本と共通するのは僅か一箇所、で、囲み中に併記されている。

また、「或本」の後に「女」とする場合がある。

以下にその例を掲げ検討を加える。文末に*記号を付すのは、囲みがある箇所である。

1、179 アル本ニ寫字ノ御時宮母下女ニモ、
なぬかのひのよ、める

2、236 ヌ女ノ次 或本 カネミノ大君 ヤミナヘシナキナカタチ

シ、ラツユヲヌレキヌニノミキチワタルラム*

3、423 ミエワタルヌ女 本高ノ次 或本 ヒクラシ ツラユキ ソマヒトハミヤキ

ヒクラシアシヒキノヤマノヤマヒコヨヒトヨムナリ* (定家本

墨減歌 110)

4、431 女本同ノ次 或本 カチラム カケリテモナニヲカタマノキ

テモミムカラハホノヲトナリニシモノヲ* (定家本墨減歌 110)

5、652 女ノ次 或本 イヌカミヤトコノ山ナルイサラヤハイサ

トコタヘヨワカナモラスナ コノウタアルヒトノ云アメノミカ

アフシ女
トノウネヘニタテマツルトカヘシニウネヘノタテマツレル

ヤマシナノヲトハノタキノヲトニタ二人ノシルヘクワカコヒヌ

ヤモ* (定家本墨減歌 1108 1109)

6、669 カ女 高 わかなもみなど*

7、874 ミモ或本 たまたれの

8、932 女ノ次 或本 読人不知 アキクレハ、キノフルエモハ

ナサキヌワカミノミコソカクテスキヌレ*

9、975 或本無此哥*

10、1008 サ私 まひなしに* (以下脚注) 或本マセサシニトハマコ

トニヒサシト云 マイナシニ 万葉 弊無 マイナシニ マイワセムトモ コ

レハマイナイセムト也

11、1054 他本 イト、ナアリケルヲトコニソヘテヒトノイヒ

ケレハ 或 イト、ナアリケルヒトニヨソヘテヒトノイヒケレ

ハ*

12、1100 女ノ次 或本ニコノ哥 宮マツリタテマツリケルニタテ

マツレル哥 イノリコシヤハタノミヤノイワシ水ヨロツヨマテ

ニツカヘマツラム女

「或本」とある中、清輔本あるいは顕昭本以来のものと見ら

れる箇所を除くと、ほぼ以上となる。

先ず目につくのが、囲みになっていいるものが多いことである。十二箇所の内、囲みでないのは1712の三箇所のみである。

次に、123512の五箇所で女本より先に書入れられている。先ず、後者から考えると、或本は女本より先に校合されたと考えて良いであろう。この場合、単に女本より先に校合されたとも考えられるし、他本のように、女本とは別時、別人の校合とも考えられる。

次いで、囲みの箇所が多いことから考えて、本来全て囲みがあつた可能性がある。囲みがない箇所は転写の際に囲みが失われたと考えるのである。あるいは、囲みのない箇所の中には、今問題にしている「或本」とは別の「或本」が混入している可能性もあろう。例えば112などはやや書入れ方法が違つていようにも見えるので、別の「或本」の可能性もあろう。しかしながら、今は可能性のみ指摘しておく。

さて、囲みの中で注目すべきは、11、1054詞書の箇所である。ここは底本は次のようになっていいる。

いと、なありけるおとこに人のよそへて人のいひければ

この本文、定家本と異なり、「人の」が重複しているが、清輔本・顕昭本はこの形である。この本行左の余白に11に示した

校異がある。「他本」として下に二行割し、その左に「或」として二行割する。そして、全体を囲みにしている。この書き方と或本の多くが囲みになっていることを考えると、他本と或本はほぼ同時に相次いで書入れられたと考えられよう。こうして、女本校合以前に他本と或本が囲みで校合されたことになる。

七、「私」について

本書には「私」とする書入がある。この書入が古くから存在することは、469(後述8)の箇所で片仮名の「ホ」に古体を用いられていることなどからも推測できる。

ただし、この「私」が全て同じ性質の書入であるか否かは難しい問題である。

ここでは、三種類に分けてみることにする。

まず第一は、仮名序部分の書入である。左のようになっている。

1、(コレハモシノカスモサタマラス…) 勘見日本記之所此

哥長哥也、文字多少不足、頗僻事也私

2、(ちりひち) 塵泥ヒイト云ハ土也、然者チリトツチト也

私

3、(東宮ヲ) 号宇治東宮私 ト、可有歎私

4、(トメウタ) 此義不得心私

5、(よこと) 毎夜私

これらは注記的な書人で、本文に傍書されている。また、特に出典というべきものも見当たらない。従って、何人によるいかなる時点の書入かは判らない。

次は、本文に加えられた書人で、さらに二種類に分類できる。

これを第二、第三とすると、第二としては、語釈あるいは類歌の指摘に関するもので、多くは頭脚に書入れられている。第三としては、校異で、囲みの中にあり、傍書される。

前者には次のような例がある。

6、161 私 アマヒコハヤマヒコナリ

7、317 私 万葉云、ミヨシノ、タカキノヤマノシラタモハ

ユキハ、カリテタナヒキテミユ

8、469 私 万葉長歌云、ホト、キスナタヤサツキハアヤメ

クサ

9、483 (実は482) 私 万葉 アマクモノヤハクモカクレナ

ルカミノヲトノミヤハキ、ワタリナム

10、637 万葉ニハ明ニトカケリ、アケユク也私

11、998 鶴鳴九臯声聞天、此文也 カラコロモシタテルヒメ

ノツマコヒリアアメニキコユルツルナラスネヲ コレモ此心也、

シタテルヒメハアメワカミコノメナリ、ソノヲトコニヤケレテ

カナシフコエアメニキコユ或云私

12、1010 (実は1011) 私云、万葉、アソヒヲトワレハキケルヲ

ヤトアサスワレヲカヘセリラクノタハレヲ 詞云、因作斯哥以

諱戲焉云々

後者は次のような例がある。*を付したのは囲みになつてゐる箇所である。

13、669 よをうみへたに*

14、689 うちのはしひめ*

15、997 ふむやのありす*

16、1002 短哥私*

17、1008 まひなしに*

18、1016 あなかしかまし*

19、1084 みののくにのうた

20、1097 よこほりこせる*

さて、この第二、第三を「私」とあるからといって、一括で

さるか一概には言えない。なぜなら、前者の多くは他の顕昭本に「私」の注記がないまますで見えているからである。

具体的には、6789は他の顕昭本にすで見える注である。

次に、101112はいずれも『奥義抄』とほぼ同文である。これについては、後人の書人の可能性もあろう。

いずれにしても、前者の「私」には本書の独自性は全く認められない。

これに対して後者は異なる。

まず、後者はほとんどの箇所が、囲みになっている点が目目される。これはすでに述べた他本の校合と何らかの関係があるとも考えられる。

さらに、関連して注目すべき箇所がある。

17は「私」には本文が「まひさしに」とあるとの校異が付されているが、この本文を採用する本は珍しく、清輔本の中、天理図書館蔵片仮名零本にのみ見える本文である。ただし、『奥義抄』は「まひさしに」として、それで解する。本書で注目すべきは、この箇所の脚注に「或本 マセサシトハマコトニヒサシト云々（囲みなし）」と「私」と「或本」注記とが関連する点である（前節10参照）。しかも、この解釈は『奥義抄』からそ

のままの引用ではないが、内容的に一致する。

ついで、18と20は女本と私とが並ぶ例であるが、「私女」「女私」と両者順序が異なるので、これをもっていずれが先に校合されたかを判定することができない。

最も注意されるべきは19である。「ミマサカクニノ哥私」の校異に左合点がある。顕昭本の中、伏見宮旧蔵本と本書には左右の短い合点が数多くあり、それらは概ね一致する。その意味は分らないが、諸本との校合の結果を示すと思しい。ここでは左合点が付されているが、この短い左右合点は伏見宮旧蔵本の例からして、顕昭の所為と考えて差支えなからう。とすると、19は顕昭の注であると考えられる。ひいては「私」の内、13～20は顕昭の可能性が高いことになる。すると6～9も同様の意味で、顕昭が伏見宮旧蔵本では符号なしに示した勘物に「私」と加えたと考えられることもできそうである。

いずれにしろ、『奥義抄』から書入れられた10～12は今保留するとして、それ以外の「私」は原則として顕昭の書入と見なすことができよう。

すると、さらに、囲みの「私」が顕昭なら、囲みの「他本」や「或本」の書人も顕昭の所為かもしれないことになる。

こうした推論が危険であることは承知しているが、女本の校合以前に囲みで校合したり、注記を書入れたりした人物が顕昭であることは、ありえないことではないと思う。

もちろん、この推論を導いた根拠は、ほとんど19の箇所における左合点一つにかかっているわけで、あまりにはかないと言える。また、仮名序に見える「私」について今のところ成案はない。そもそも本書独自の書入に顕昭のなしたものがあるか否かは一箇所のみでは言い切れないとの疑問ももつともである。しかしながら、こうした合点に関わる箇所は他にもある。それについては節を改める。

八、「多本」について

本書にはただ一箇所であるが、「多本」とする注記が688の頭書としてある。次のようなものである。

囲みの中に、

多本有此哥 ソトヲリヒメヒトリキテミカトヲコヒタテマ

ツリテヨメル

ワカセコカクヘキヨヒナリサ、カニノクモノフルマ

ヒカネテシルシモ

と、定家本墨減歌¹¹¹⁰が書入れられている。そしてこの歌が688ノ次である旨の指示があり、左右に合点がある。また、囲みの外に「女同」とある。

この注記にはさらに囲みの外に「校本」との書入と囲みの中の右本文への校異があるが、既述のように、これは近時のもので、今考慮の対象としない。

まず、この書き方から、「多本」とする書入は女本の校異より前であることがわかる。また、囲みの中であることから、他本や「私」との関係も考えられる。

この「多本」とはいかなる意味であろうか。常識的には多くの本ということになるが、あまりにあいまいである。「多本」は僅か一箇所現れるのみであるから、あるいは「両本」の誤写かとも考えられるが、以前両本について論じたときに挙げた例でわかるように、両本の記述は、「両女」「他両本」などのように、あくまでほかの本に付随してあらわれるので、単独の「両本」は考えにくい。やはりこは「多本」で考えるしかない。「多本」という本の存在は「両本」という本の存在と同じく考えにくく、結局不明である。

しかし、注目すべき点が他にある。右の「ワカセココ」歌の多本における位置の指示である。688ノ次に。で示し、それに左右の合点がある。これは二本それぞれがその位置にあるということであろう。この指示の仕方は伏見宮旧蔵本に見えるものと同一である。したがって、これも顕昭の所為と見なせる。

もっとも、この左右の合点が顕昭の所為だとするのは、伏見宮旧蔵本に存在するからであるので、そこまでも疑えば根拠を失うことになる。しかし、それは考えすぎであろう。

この多本の箇所は、多本そのものが明確にならないので、意味づけが十分できないが、それでも、前節の「私」19の箇所とあわせて、いずれも顕昭の所為である可能性が高い。すると、本書にのみ見える書人の中に顕昭自らの書人が含まれていると考えることができる。このように考えると、囲みの校異を加えたのは顕昭であり、それら一連の書人は顕昭であるとすることができるのではなからうか。

さて、ここまで、女本の校異を除くと、囲みの書人を中心に多くが顕昭による可能性が高いと考えてきた。ところが、この考えには、一つ支障がある。それは、真名序部分に存在する。

真名序の「平城天子」の右傍に墨で囲んで、朱で「桓武也」と

ある。これは顕昭の所為とは考えられない。顕昭が「平城天子」は平城天皇であると考えていたことは『万葉集時代難事』や『古今集序注』で明らかである。なお、顕昭本古今集の仮名序勅物には聖武天皇とされているが、これは本来清輔が付した勅物であり、顕昭の考えではない。天理本では、「顕昭考」として平城天皇説があらためて説かれている。いずれにしろ、本書真名序の桓武説は顕昭説ではあり得ない。すると、囲みを含む多くの書人は顕昭のものではないのであろうか。

しかし、この箇所を本書で考察した他本などの囲みと同列には扱えないと考える。なぜなら、囲みの中が、朱書されている点と異なっている。意味は不明であるが、囲みの中は従来墨書であった。また、いずれの本と注記がないのも歌本文への注記と異なる。

こうして、この「桓武也」の注記は、ここまで考察してきた囲みとは一括されないと考えられる。そこで、慎重に扱うべきではあるが、やはり歌本文における囲みの注記は顕昭と考えるのが有力と考える。

九、書入について、まとめ

前節まで本書にのみ見える書人の性格を検討してきた。本書には何の注記もない書人やこれまで取上げなかったものもあるが、前者は考察のしようもなく、後者は僅かな箇所、これまた検討の対象にはなり得なかつた。重要な書人は以上の検討に尽きるとして良い。

ここで、これまでのまとめをしておく。

本書の成立ちについては以下のように考える。多くの推論を含むものであり、別の可能性も排除されないのは前節末尾に述べた問題もあり、もちろんである。

1、顕昭本として成立する。「正本」とする注記はこの段階ですでになされていた。

2、囲みに入れられた「他本」「或本」「私」「多本」の注記がおそらく顕昭の手によって書入れられた。「私」の注記の内、他の顕昭本にも見える囲みのない類歌や語釈は以前からある書人に「私」の符号が加えられたと考える。一方、『奥義抄』と一致する語釈はこの段階のものでなく、後人の所為かもしれない。

い。囲みのある「私」とする校異は顕昭のもので、以上一連の書入はほぼ同時期に行われたと考える²⁸⁾。

3、「女本（基後本）」の校異は2より後に、顕昭とは別の後人によってなされたと考ええる。その時期については鎌倉後期までになされたのは確実で、花山法皇御本奥書に見える貞応元年某の書写後ほどなくがそれであるとすることも有力である。

4、薄墨、藍、朱の「校本」、藍の「本」とする注記は近時のもので、本書の原本とは無関係である。

以上、本書独自の書入はほぼ右の順序に従ってなされたと考える。

十、顕昭本としての本書

顕昭本としての本書については、第二節に一部述べたが、校合書人の重要性に鑑み、顕昭本としての勸物の性格などについては後回しにした。順序が逆になるが、ここで検討したい。

まず、本文については、誤写はかなり目立つが、伏見宮旧蔵本、天理本と大異はなく、基本的には同一、少なくとも同一系統であるといつて良い。これによって、顕昭本はこのような本

文を有していたと確認できることとなった。

これに対して、勅物においては、大同小異であると片付けられないほどの違いがある。

そもそも、顕昭本の勅物は、伏見宮旧蔵本と天理本の間にも若干の違いがあり、本文の酷似とは様相を異にするのであるが、本書においてはさらに著しい。ただし、それは全く別物ということではなく、基本は同一であるのに、追加や増補合成がされているのである。

まず、顕昭本の勅物が保元二年清輔本を基本としながら、永治二年清輔本からも影響を受けている点については、すでに述べたことがあるが、拙著³²⁴頁以下の比較例を採って、本書勅物を示してみる。

7 左注「さきのおほきおほいまうちきみ」の注

前太政大臣并黒主等、或所現作者也、或所着、如何、案之、其人哥ト許口伝ニ聞伝テ慥無所見哥以之著注歟

読人不知哥四百五十六首、其外短哥一首、旋頭哥三首、但此中著作任作者、高津宮一、齊名一、前太政大臣二、橘清友一、天地天皇一、奈良一、中臣赤人一、人丸一、近江采女二、黒主一、三人翁三

この箇所、誤写を除けば、前半部分は他の顕昭本と同一である。ただし、保元二年清輔本の踏襲ではなく、やや異なり、永治二年清輔本と一致している。さらに、後半部分（読人不知哥）以下）は他の顕昭本にはない。これは永治二年本にあるものである（仁平四年清輔本かと思われる曼殊院本にもある）。こうして、この部分の勅物は他の顕昭本よりさらに永治二年本寄りである。

38 「しる人そしる」の注

普通ハシル人ソシル

この注があるのは顕昭本の中、伏見宮旧蔵本のみである。他に永治二年本にある。

75 「さえかてにする」の注

消難也、難ハカヌルナリ、キエカヌルナリ

この箇所、「消難也」は諸本共通で、「難ハカヌルナリ」は永治二年本と曼殊院本、「キエカヌルナリ」は保元二年本である。顕昭本は両者の合成である。

ついでに、75の作者「そうかうほうし」の注を掲げる。

三首、承均、和泉国大掾子也、元慶之比人

この注記は本書の性格を現している。まず、他の顕昭本二本

にはこの作者勅物はない。永治二年本には「目六云、宋均、元慶之比人云々」、曼殊院本には「目云、承均、三首、元慶之比人」、保元二年本には「三首、目云、承均、元慶之比人」とある。本書は一番詳しく、さらに「和泉国大掾子也」の独自記述が加わっている。この独自の記述は顕昭の『勅撰和歌作者目録』（『日本歌学大系』別巻四所収）に見える。ただし、承均の記述全体が一致するものではない。『勅撰和歌作者目録』には本書独自の勅物と一致する記述が見られることがある。なお、本書の作者勅物の特徴を言うと、本来顕昭本にない入集歌教を加える場合が多いほか、諸本には原則としてない作者名を標目のごとく冒頭に記入する。わかりやすい記載方法とも言えるが、少しくどい感がある。

104 詞書「うつろへるはなをみてよめる」の注

無彼哥合

この箇所、拙著（326頁）で説明したように、永治二年本（宮本家本）が104の詞書を脱落したために書き入れられた注記で、顕昭本にあるのは永治二年本から状況を理解しないで、うっかり勅物を増補転記したからである。この矛盾は本書でも訂正されない。

このへんで終わりにするが、本書の勅物は、顕昭本の勅物に一致することは間違いないが、増補が目立つようである。作者注記に限ってもう少し見てみることにする。

15 「ありはらのむねやな」の注

四首、目六云、棟梁、従五位上、筑前守、元左衛門佐、右近中将業平一男、昌泰三年、光孝天皇藏人

この部分、伏見宮旧蔵本は落丁により一部が欠けているが、天理本で推測できる。他の顕昭本は「四首、目六云」「光孝天皇藏人」の部分がない。前者は永治二年本、曼殊院本、保元二年本にはあるが、後者は本書独自である。ただし、『勅撰和歌作者目録』にはある。また、「元左衛門佐、右近中将」の部分は顕昭本独自の増補である、これまた、『勅撰和歌作者目録』に見える記述である。

388 「源さね」の注

信濃守藏人左兵衛尉、参議舒二男

或目六云、寛平朝藏人左近中将也、昌泰三年卒

ここは他の顕昭本は「或目六云」以下がなく、清輔本も含めて独自と言っている。また、一行目は他の顕昭本とほぼ同一であるが、清輔本は保元二年本で示せば、「一首、目云、実、従

五上信乃守、参議左衛門督舒二男、昌泰三年卒」とある。ただし、これも『勅撰和歌作者目録』によれば、「昌泰三年卒」以外は共通する。

煩瑣になるので、異同を示すのはこのへんでやめるが、本書の勅物は、概ね他の顕昭本を元として、何らかの増補をしたとらしい。記述の重複や矛盾が認められることもある。その際、『勅撰和歌作者目録』と類似の資料が用いられた可能性がある。本書の勅物を他の顕昭本勅物と比べると、多くは本書の方が詳しいが、本書のような重複や矛盾を含む形態から整理されて他の顕昭本になったというより、他の顕昭本のようなものに新たな記述を増補したようである。

そうすると、またしてもこの増補は顕昭か後人かの問題が生じる。また、既述のように顕昭の『勅撰和歌作者目録』との関わりも考えられる。ただし、その関係は、関係ありと言いきれるほど明確ではない。一方、藤原仲実の『古今和歌集目録』との関わりは認められない。また、必ずしも学識ある人物の手を必要とするほどのものではない。さらに、作者勅物以外の独自の勅物も顕昭でなければならぬものは見当たらないようである。結局顕昭か否かは不明と言うことになる。

以上、本書は特に勅物に他の顕昭本と異なる独自性があることを指摘した。

十一、真名序

本書の真名序については、他の顕昭本と併せて以前に述べたことがある⁽²³⁾。当時は本書は未見であったが、久曾神氏著書の⁽²⁴⁾基俊本の翻字において、真名序には基俊本との校異がわずか一箇所しかなかったため、そこでの翻字をほぼ本書の本文と認めて、論じたのである。結局、その際、顕昭本の真名序がいかなる本に起源を有するかについては結論を得ることができなかった。今回、本書の真名序本文を更めて見ることによっても、何ら旧稿の見解を進めることはできなかった。しかし、本書の真名序本文が、旧稿で推測したものとはいささか異なっていることが明らかになったので、その点を訂正しておきたい。

まず、明らかになったのは、本書の真名序本文が久曾神氏の翻字のように本行のみではなく、しばしば傍書があり、一通りの本文ではないことである。従って、微妙な点で、本書が他の顕昭本と異なるか否かの判断が変わる場合もある。もともと、

それによつて全体が大きく変わるわけではなく、旧稿で述べた結論が変わるものではない。

左に旧稿 315 - 318 頁に掲げた校異一覽で、本書本文が変わる場合を列挙する。上が旧稿、下が本書本文である。

換頭 ↓ 換頭或

他の顕昭本二本と同じでなくなり、保元二年清輔本中、伏見宮旧蔵一本と一致する。

古質之体 ↓ 古質之躰語或

本行が「古質之語」である他の顕昭本二本と異なり、伏見宮旧蔵一本と一致する。

古之天子 ↓ 古之天子或本无文字

傍書は独自のもの。

漢家之字 ↓ 漢家之字或本无文字 (朱)

他の顕昭本二本は「異」でなく「或」となっている。

有山辺赤人者并和哥之仙也 ↓ 山辺赤人者并和哥之仙也或本无之

「有」の字がないのは本書のみ。

皆以落 ↓ 皆以落或本以

他の顕昭本二本はいずれも「以」なし。

其花独以榮 ↓ 其花独以榮或本以

他の顕昭本二本はいずれも「以」なし。

其体花而 ↓ 其躰或本无。花而

他の顕昭本二本は「花」が「華」となっているが、他は「イ」に同じ。

其体近俗 ↓ 其躰近俗也或

この箇所、本書が定家本に一致するようになっていたのは誤りで、「或」の傍書を除けば、他の顕昭本二本と同じ。

詞甚花麗而 ↓ 詞甚花麗而或本无

他の顕昭本二本は冒頭に「其」がある。また、本書は傍書を含めて保元二年清輔本中、尊経閣本とほぼ一致する。

大伴黒主歌 ↓ 大友黒主或。哥

「大友」とするのは本書のみ。他の顕昭本二本、いずれも

「之」あり。

姓氏 ↓ 姓氏或本无

他の顕昭本二本は「姓氏」。

不用倭歌 ↓ 不用倭哥或本无

他の顕昭本二本の本行は「不用詠哥」「不用詠詞」。

秋津嶋 ↓ 秋津嶋或本无

他の顕昭本二本は「秋津洲」。

右衛門府生↓右衛門府生^{左朱}

「左」とあるのは保元二年清輔本中、尊經閣本のみ。

於是重有詔↓。於是重有詔^{旧稿集本}

他の顕昭本二本は挿入が本行となつてゐる。

名曰古今集↓名曰古今^{係誤改}。集

他の顕昭本二本は「倭哥」はない。

四月十八日↓四月十八日^{十五日改}

他の顕昭本二本は傍書なし。

以上が、旧稿に掲げた部分で、訂正の注記をしておいた方が
良いと考えた箇所である。旧稿でも述べたように、他の顕昭本
二本がほぼ同一の本文を持つのに対し、本書は無視しがたい異
同が散見され、その原因は不明である。もう一つ注目すべきは、
真名序に限れば、「或」とする独自の校異が散見され、昭和切
や定家本に一致する度合いが大きく、何らかの關係が想定され
る点である。これをどのように考えるかは、特に成案はない。

しかし、古今集において真名序を有する本は数少なかつたと考
えられるので、かえつて真名序同士盛んに校合がくり返され、
本文が接触した可能性がある。現行の古今集真名序本文にはそ
れが反映しているのではあるまいか。本書における「或」の注

記もそれを示すものであろう。本書の真名序本文が他の顕昭本
二本と異なるのも、そうした接触の結果なのかもしれない。

本書の真名序には、以上述べた本文の異同以外にも解き難い
問題がある。それは、訓点並びに勘物が、他の二本と異なるこ
とである。まず訓点は、他の二本がほぼ一致するのに対し、明
らかに異なつてゐる。しかも、朱墨の別があり、両者に、重複
や食違いが認められ、どうやら朱と墨は別々の訓点を書入れた
と思しい。しかも、いずれも他の顕昭本とさほど一致しない。

一方、勘物は基本的に他の二本と同一であるが、他の二本が全
く同一であるのに比べ、出入りがあつて、明らかに何らかの手
直しがされている。

この問題は、現在の所、解決できない。指摘して後考を俟ち
たい。

十二、おわりに

本書にはまだまだ論すべき点があるが、一応ここまでとする。
以上見てきただけでも、本書に独自の記述が多く、独自の価
値を有することが明らかになつたと考える。これだけ綿密な古

今集研究は、これ以前には存在しなかった。やや後には寂恵本に見られる成果があるが、いずれも古今集研究史の中で、突出した存在で、長く後継者を持たなかった。本書が広く利用されることを望むものである。

〔注〕

- (1) 拙著『六条藤家歌学の研究』第一部(平11刊)参照。
- (2) 西下経一氏『古今集伝本の研究』(昭29刊)154頁以下、久曾神昇氏『古今和歌集成立論 研究編』(昭36刊)27頁以下及び95頁以下参照。
- (3) この点はすでに、拙著第一部第三章298頁で指摘した。このため、本書には他の顕昭本には見られない「合点新撰集哥也」(巻一卷頭)「合点哥新撰集也」(巻二十末)の注記が存する。
- (4) 「二条天皇」の傍書は、「二条」が朱で見せ消ちされ、「後白河」と朱書するが、全て近時のものか。
- (5) 墨傍書は近時のものか。
- (6) 朱傍書は近時のものか。

(7) このことはすでに、西下・久曾神両氏によって明らかにされており、拙著第一部第五章424-427、434-435頁に記したので詳細は省略する。一言すれば、本書巻頭に「原本樋口光義藏」とあること、また、樋口氏が引用する所蔵本奥書が本書と一致することから、疑えない。

(8) 他に、巻七末に347番歌詞書、作者と350番歌を合成した一首が、巻十末に定家本墨減歌1105、1104、1103の三首がこの順で、それぞれやや小字片仮名で書入れられているが、理由は不明ながら、本書の考察には関係ないと思われるので、無視することとする。

(9) 本書は誤写が目立つので、以下の引用で(ママ)は原則省略する。

(10) 86を87の次に移動する指示とともに、88を87の次に移動する指示がある。後者の指示は無意味で、不審である。これは二首とも移動する場所は86の次であるのを誤ったのではないだろうか。

- (11) 拙著第一部第三章308頁、久曾神氏注(1)著書30頁参照。
- (12) 西下経一・滝沢貞夫両氏編『古今集校本』(昭52刊)。
一方、久曾神昇氏『古今和歌集成立論 資料編上』(昭35刊)

182頁では「女本」に658があるとして見られる。

(13) 拙著第一部第一章97頁以下及び第三章320頁以下参照。

(14) 本来、二種の清輔奥書は保元二年清輔本のように、平治元年、保元二年と年時が逆になっていたのを、顕昭が訂正したのではないかと述べたことがある。拙著第一部第三章302-303頁参照。

なお、本書の清輔奥書において、清輔本を取上げた「難去人」の箇所には「件人大式入道也」の注記があるが、これは本書独自のものである。この「大式入道」について西下氏は「重家か」とされるが（前掲西下氏著書247頁）、その通りであろう。これは清輔と重家の関係を考える上でも、注目すべき事実と言えよう。

(15) 拙著第一部第三章312頁参照。なお、申し添えると、長元八年奥書を基俊本からの転記とするのは、三条西家旧蔵花山法皇御本（志香須賀文庫本）の奥書に、「基俊本云、此本以花山院御筆本書了、此奥書云、於賀院撰和哥所宣校貫之自筆本書之云」とあることによる。

(16) 翻刻は久曾神氏注（1）著書32頁の書影による。

(17) 西村加代子氏「顕昭の古今伝授と和歌文書」（神戸大学

「国文論叢」12昭60・3、『平安後期歌学の研究』平9刊所収）。

(18) 西村氏著書306頁参照。

(19) 西沢誠人氏「顕昭攷―仁和寺入寺をめぐって―」（和歌文学研究）28昭47・6）参照。西村氏論文も言及する。

(20) この箇所「雲のみをにて」とあるべきところである。おそらく、「まで」は女本の校合時点では「にて」とあり、転写の過程で誤写されたのであろう。

(21) 985の箇所は書写面が錯綜しているが、以下のように考える。

まず、本書は作者名を欠き、「ヨシミネノムネサタ」と朱書小字書入し、「或本此哥宗貞也、目六又叶之、本失歟」（墨）と傍書する。

985の作者は通常「よしみねのむねさた」であるが、顕昭本は、伏見宮旧蔵本には作者なく、「或本此哥宗貞也、目六又叶之、本失歟」と本書と同文で頭書する。天理本は作者を存しながら、頭書を同じくし、本文と整合性を欠く。

念のため言うが、この箇所の「或本」は詳細は不明ながら、清輔本以来見える「或本」で、本稿第六節で考察する「或

本」とは別である。

ここまでは、顕昭本にすでに存在した注記である。

本書では、右の注に続いて、その左に「他両本ニモ無此名」とある。実は書写面では「他両本」と「ニモ無此名」の行が少しずれているが、意味上連続していることは明らかである。

さらに、「他両本」の左に、「ヤ女」とあり、あたかも「他両本女」とあるがごとくであるが、これは、985の「すむへきさとの」の「さ」に付せられた校異であって、この箇所の表示は「他両本」と解すべきものである。

(22) この歌、他の古今集諸本にない。932に頭書され、排列の指示がない。西下・久曾神両氏とも932ノ次とする。他に見えない歌であることから、久曾神氏は「黒川本に「或本」として書入れられてゐるが、古歌などの注記を校合注記と見誤つたのではあるまいか。」(前掲書研究編287頁)とされるが、囲みがあることなど、他の或本注記との比較から、或本に存在した異本歌と見るべきであろう。

(23) 「カタ」のみ朱で、囲みの線と他の文字は墨。この「カタ」が朱になっている意味は不明。新院御本との校異とは

見なしがたい。

(24) 作者名「つらゆき」の右下にあるが、おそらく見開き

右半葉にある「ながうた」の注。

(25) 本書の顕昭本としての性格については、改めて後述する。

基本的に伏見宮旧蔵本に近いことはすでに述べた。

(26) 仮にこの注記が顕昭の所為でなくとも、一人の手により、

この段階でなされたことはほぼ間違いない。

(27) 拙著第一部第三章324頁以下参照。その他、319頁以下な

どもでも言及している。

(28) 拙著第一部第三章311頁以下。

(29) 久曾神氏注(12)著書、基俊本の項。

(付記) 貴重な御所蔵本の閲覧を許されたノートルダム清心女子大学附属図書館ならびに便宜をお図り下さいました新美哲彦氏に感謝申し上げます。冒頭に書きましたように、拙いながら、年来の宿題を果たせたことをうれしく思います。